

登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書

平成 年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の
所 在 地 等

(登録番号第 号) 登録政治資金
監 査 人 氏 名 (印)
(自署)

登録政治資金監査人証票を 亡失 ・ 損壊 したので、政治資金規正法施行規則第14条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録政治資金監査人証票の番号

亡失 ・ 損壊 した年月日及び場所

亡 失 ・ 損 壊 し た 事 由

そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項

- (注) 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。
- 3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。